

南アルプス国立公園ニホンジカ対策方針

平成23年3月31日

南アルプス高山植物等保全対策連絡会 策定

1. 背景及び目的

南アルプスは3,000m級の山々が連なり、豊かな自然と美しい自然景観を有する日本を代表する山岳地域である。その主要部分を占める高山・亜高山帯には、厳しい自然環境に適応した生物が生息しており、それらには氷河期の遺存種、固有種、希少種や南限種等（以下「固有種等」）も多く、生物多様性保全の観点からも重要な地域である。

しかし、1990年代末から、ニホンジカによる「お花畑」への影響が報告されるようになり、その後の10年間で急速に影響が拡大し、深刻化している。このようなニホンジカによる植物相及び植生への影響は全国各地で過去に例を見ない速度で進んでおり、今後も拡大する可能性が高い。

高山・亜高山帯の生態系を構成する植物は環境の変化に対して脆弱であり、さらに過去にシカの採食による影響をほとんど受けておらず、一度衰退するとその回復に長い年月を要する。また、植物相及び植生の衰退は、高山・亜高山帯を生息場所とする動物の生息環境の劣化となる。現在、ニホンジカによる不可逆的な影響を防止するために早急な対策が必要な段階にあるとともに、今後、影響がより拡大する可能性を念頭において対策を進めることが重要となっている。

これを踏まえ、ニホンジカによる植物相及び植生への影響に対する保全対策を推進し、もって南アルプスの生態系の保全を図るため、本対策方針を策定するものである。

2. 保全対象

南アルプス国立公園の優れた景観を構成する高山帯・亜高山帯の生態系を保全対象とする。

3. 対策実施対象区域

南アルプス国立公園及びその隣接地域を対象区域とする。

4. 対策の目標

ニホンジカによる植物相及び植生への影響に応じて保全対策を講ずるため、既にニホンジカの影響が及んでいる植生と及んでいない植生のそれぞれについて、以下のとおり保全目標を定める。

①既にニホンジカの影響が及んでいる植生

【現在進行しているニホンジカによる植生への影響の低減】

ニホンジカの影響が及ぶ以前に成立していた植生の構成種の数、その被度・草丈等に低下が生じている場所において、影響の低減により植生の復元を図る。

【ニホンジカの影響により既に消失した植生の復元】

ニホンジカの影響により、植生が消失したり、その結果裸地化し、土壌侵食が生じているような場所において適切な対策を行い植生の復元を図る。

植生の復元についての具体的な目標は以下のとおりとする。

ニホンジカの影響が及ぶ以前の植生である1980年代の植生を目安として復元を目指す。植生の復元によって高山・亜高山帯の生態系の保全を図る。

特に現在強い影響が及んでいる「お花畑」と呼ばれる亜高山帯の高茎草本群落、高山帯の高山多年生草本群落等の復元目標としては、それぞれの場所に適応した様々な高山植物が生育し、多様性が保たれていた状態を目指す。

②ニホンジカの影響が及んでいない植生

【ニホンジカによる影響が及んでいない植生への保全の観点からの予防的な措置】

ニホンジカによる影響はまだ及んでいないが、固有種等の生育地やその地域を代表する植生があり、今後、影響が及ぶ可能性が高い場所において、予防的な保全対策を施す。

5. 対策の実施方針

(1) 生態系の状況の把握及び監視

南アルプスの生態系を特徴づける植物の生育状況及び攪乱要因であるニホンジカの生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的にモニタリングする。

①植物相及び植生の監視

ニホンジカの影響を監視するため、植物相及び植生についての固定調査区での継続調査

や登山道踏査による調査等、定期的な調査を行う。

②ニホンジカの生息状況の把握

ニホンジカの生息状況や移動経路等を把握するため、GPSテレメトリー、ライトセンサー、赤外線センサーカメラを用いた調査等を行う。

(2) ニホンジカの防除

①個体数管理

ニホンジカによる高山・亜高山帯の植生への影響を低減させるため、この地域からニホンジカを可能な限り排除することを目指し、捕獲を実施する。本来のニホンジカの生息地域である亜高山帯より低標高地においても、特定鳥獣保護管理計画等に基づき県や市町村等が実施している個体数管理事業と連携して実施する。

②防鹿柵

上記(1)により把握した植物相及び植生の状況及びニホンジカ生息状況を踏まえ、防鹿柵の設置による対策を行う。

柵の耐久年数やメンテナンスの必要性、地形等により設置場所が制限されることから短期的に取り組む局所的対策であり、植生の保全を図るための予防的、緊急的措置として位置づける。

(3) 環境の改善

①土壌侵食等への対策

ニホンジカの採食圧により裸地化した箇所について、ネットや土留め等による土壌侵食の抑制を行った上で、自然回復又は移植や播種による植生回復等を検討及び実施する。

②ニホンジカの増加防止のための環境の改善

道路の法面や伐採跡地、牧草地等は、ニホンジカの餌場となり個体数の増加につながる可能性が高いため、これらの改善について検討を行うとともに管理者へ働きかける。

(4) 生態系の維持回復に必要な動植物の保護増殖

南アルプスには固有種等が多く、また特殊な地質に生育する特殊な植物も多く見られる。これらは自然条件下における生息域内保全が原則である。しかし、(2)(3)の対策を実施した上でも生息域内での存続が危ぶまれる場合には、専門家の指導・協力を得て移植又は生息域外保全を慎重に検討、実施する。

(5) 普及啓発

地域住民や登山者に対し、下記の内容に関する普及啓発を進め、対策への理解と協力を働き掛ける。

①高山・亜高山帯の生態系の重要性、脆弱性や高山植物の希少性、保全の意義

- ②ニホンジカによる植生、植物相への影響の状況
- ③防鹿柵設置・ニホンジカ捕獲等の対策

(6) その他

対策の実施にあたっては別紙の留意事項を踏まえるものとする。

6. 実施体制

連絡会構成機関は、本対策方針を踏まえ、優先順位を検討しつつ対策の実現を図ることとする。

その際、南アルプス高山植物等保全対策連絡会の場を活用して、対策に係る情報を共有し、連携及び協力して必要な対策を推進することとする。

(1) 連絡会構成機関の役割分担

本対策方針に基づく対策における連絡会構成機関の役割は、次のとおりとする。

① 環境省

南アルプス国立公園の保護管理を適切に行う立場から、次の項目のとおり、連絡会構成機関等と連携しつつ対策の推進を図る。

- ・南アルプス高山植物等保全対策連絡会の運営を通じた連絡会構成機関の情報交換及び連携の確保
- ・南アルプス国立公園ニホンジカ対策方針の策定と見直しの中心的役割
- ・植物相及び植生の状況の監視及びニホンジカの生息状況等の把握
- ・調査で得られたデータの連絡会構成機関等への情報提供
- ・南アルプス国立公園におけるニホンジカ個体数管理の積極的实施
- ・南アルプス国立公園における防鹿柵設置による対策の実施
- ・その他必要な対策の実施

② 林野庁

南アルプス及び周辺の国有林を含む地域の高山植物等の保全を行うため、次の項目のとおり南アルプス食害対策協議会等と連携しつつ対策を推進する。

- ・国有林及び周辺地域におけるニホンジカ個体数管理の積極的实施
- ・国有林及び周辺地域における防鹿柵、樹木保護ネット等の設置
- ・国有林内におけるニホンジカ行動調査、植物・昆虫・土壌等の生物多様性調査の実施
- ・調査で得られたデータの連絡会構成機関等への情報提供
- ・その他必要な対策の実施

③ 県

- ・南アルプス国立公園及びその隣接地域におけるニホンジカの個体数管理の積極的实施や

南アルプス国立公園及びその隣接地域における狩猟の促進等を内容に含む特定鳥獣保護管理計画等の策定（全県的な計画へ盛り込むことを含む）の推進

- ・国、関係市町村等と連携し、特定鳥獣保護管理計画等に基づく対策の推進
- ・南アルプス国立公園及びその隣接地域におけるニホンジカの個体数管理の積極的実施
- ・植物相及び植生の状況の監視、ニホンジカ生息状況の把握、調査で得られたデータの連絡会構成機関等への情報提供、防鹿柵の設置等について連絡会構成機関と連携、推進

④ 市町村

- ・県の保護管理計画や、鳥獣被害防止特別措置法により市町村が策定する鳥獣被害防止計画等に基づき、国、関係県等と連携しながら、南アルプス国立公園周辺域を中心にニホンジカ捕獲について実効的役割を果たす。

（２）研究者及び研究機関等との連携

ニホンジカの生態や植生への影響等に関する調査を行う研究者及び研究機関との連携を図り、より効果的なニホンジカ対策を推進する。

（３）関連する計画との連携

対策の実施にあたっては、関係県が策定する鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画、関係市町村が策定する鳥獣被害防止計画等との整合を図り実施する。

（４）方針の見直し

順応的な考え方のもとに対策を実施していくため、対策の実施状況やモニタリング結果等を総括的に検証し、本対策方針の見直しを行うものとする。見直しは5年を目途に行うこととするが、期間内であっても必要があると認められる場合には見直しを妨げないこととする。

7. その他

対策を着実に推進するため、本対策方針のもとに対策実施計画を策定すること等について検討する。

*本方針は、平成20年度南アルプス国立公園高山植物等保全対策検討会委員（座長：増沢武弘 静岡大学理学部教授）の確認を経て作成した。